

熊機捜第 41 号

平成29年3月31日

熊本県警察機動捜査隊運営要綱の制定について（通達）

熊本県警察機動捜査隊の運用については、「熊本県警察機動捜査隊運営要綱の制定について（通達）」（平成4年3月24日付け熊機捜甲第1号。以下「要綱」という。）により行っているところであるが、平成29年4月1日に、機動捜査隊八代分駐隊の名称を機動捜査隊氷川分駐隊に改称するとともに、同分駐隊を熊本県八代郡氷川町に所在する熊本県警察氷川機動センターに設置することに伴い、及び機動捜査隊のより機能的な運営を図るため、新たに別添「熊本県警察機動捜査隊運営要綱」を制定し、同日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察機動捜査隊運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察機動捜査隊（以下「機捜隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 編成

機捜隊の編成は、別表のとおりとし、本隊を熊本市に、分駐隊を八代郡氷川町に置く。

第3 任務

- (1) 殺人、強盗、強姦、放火、略取、誘拐その他重要事件（以下「重要事件」という。）の初動捜査活動
- (2) 犯罪の多発する地域における密行、張込み、検索等のような撃捜査活動
- (3) 早期に現場鑑識を必要とする事件の応急的現場鑑識活動
- (4) 緊急配備事件及び捜査本部設置事件の応援捜査活動
- (5) その他機動捜査隊長（以下「隊長」という。）の特命事項

第4 活動区域

機捜隊の活動区域は、県下全域とする。ただし、数都道府県警察の管轄区域に関係のある重要事件が発生した場合等は、警察法（昭和29年法律第162号）の定めるところにより、活動区域外においても活動することができる。

第5 勤務の種別

機捜隊の勤務の種別は、次のとおりとする。

- (1) 機動捜査勤務
犯罪多発地域において、密行、張込み、検索等を行う勤務
- (2) 緊急出動勤務
重要事件の現場等に出動し、初動捜査活動を行う勤務
- (3) 警戒勤務
緊急出動できる体制を整え、所定の場所で待機、警戒に当たる勤務
- (4) 特命勤務
隊長が特に命じた勤務

第6 勤務計画の策定等

- 1 隊長は、県内の犯罪情勢等を勘案して翌月の勤務計画を策定し、隊員に指示するものとする。
- 2 隊長は、前1の勤務計画により難い特別の事情がある場合は、これを変更することができる。

第7 現場指揮

- 1 重要事件等緊急を要する事件の現場に出動した機捜隊の幹部は、隊員を指揮し、当該事件の捜査主任官と協力して初動捜査活動を行うものとする。
- 2 前1の場合において、捜査主任官が現場に到着していないときは、出動した機捜隊の幹部が現場の警察官を統轄して捜査活動に当たり、捜査主任官が現場に到着したときは、捜査の経過を報告するとともに、現場資料等を引き継ぐものとする。

第8 応援要請

- 1 警察本部の所属の長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、第3に定める任務の範囲内において機捜隊の応援の必要がある場合は、捜査応援等要請書（別記様式）により、隊長を経由して刑事部長に応援を要請することができる。
- 2 刑事部長は、前1の要請を受けた場合において応援の必要があると認めるときは、隊長に隊員の派遣を命じるものとする。
- 3 隊長は、前1の要請が緊急のものである場合は、直ちに隊員を派遣することができる。この場合において隊長は、事後速やかに警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）に報告しなければならない。
- 4 前2又は3により出動した隊員は、要請した署長等の指揮を受けて活動するものとする。

第9 連絡協調

隊長は、捜査資料、犯罪情報の交換等について関係する署長等と常に緊密な連携を保ち、適正かつ効率的な機捜隊の運用に努めなければならない。

第10 事件の処理

- 1 機捜隊の隊員が検挙した被疑者の引渡し及び事件の引継ぎは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第5号の被疑者引渡書（事件引継書）により行うものとする。この場合においては、当該被疑者及び事件に関連する証拠、捜査情報等についても引継ぎをするものとする。
- 2 前1の引渡し及び引継ぎは、事件の発生地を管轄する警察署に対して行うものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、隊長と関係する署長等とが協議して引渡し及び引継ぎをする警察署を決定するものとする。
- 3 指名手配被疑者の引渡しについては、犯罪捜査規範及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の定めるところによる。

第11 勤務記録

隊員の勤務結果は、毎勤務ごとに勤務日誌に記録して、隊長に報告しなければならない。

第12 教養訓練

- 1 隊長は、毎月1回以上、隊員を召集して教養訓練を行わなければならない。この場合においては、隊員の広域捜査、特殊犯捜査等に係る捜査手法の習得、各種資機材の使用方法の習熟等に資する実戦的な訓練となるよう務めるものとする。
- 2 隊長は、新たに隊員となった者に対し、機捜隊の任務遂行に必要な基本的知識、捜査技術その他の必要な事項について教養訓練を行うものとする。

第13 活動状況報告

隊長は、毎月の活動状況を刑事部長に報告しなければならない。

第14 細目の制定

この要綱に定めるもののほか、機捜隊の運用に関し必要な事項は、隊長が別に定めるものとする。

※ 別表・別記様式（略）